

日高市犯罪被害者等支援条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、日高市犯罪被害者等支援条例（令和3年条例第〇号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪被害 犯罪行為による死亡又は傷害（医師の診断により当該負傷又は疾病の療養に1月以上を要し、かつ、病院又は診療所への入院を3日以上要したものをいう。ただし、当該疾病が精神疾患である場合にあっては、3日以上労務に服することができないものその他市長が認めるものに限る。以下同じ。）で、被害届が警察に受理されているもの又は警察に提出することが困難であると市長が認めたものをいう。
- (2) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者であって、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時点において市内に住所を有していたものをいう。

(遺族見舞金の支給対象)

第3条 条例第8条第1号の遺族見舞金の支給を受けることができる者は、犯罪被害者死亡の当時において、犯罪行為により死亡した犯罪被害者の遺族のうち次項及び第3項の規定により第1順位遺族となる者（以下「第1順位遺族」）とする。

2 前項の遺族の範囲は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしてないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあったものを含む。）
- (2) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- (3) 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

3 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

4 第1順位遺族が2人以上あるときは、これらの者は、そのうちの1人を遺族見舞金の申請、請求及び受領についての代表者に選任しなければならない。この場合において、当該代表者に対してした支給は、当該第1順位遺族全員に対してなされたものとみなす。

(傷害見舞金の支給対象)

第4条 条例第8条第2号の傷害見舞金の支給を受けることができる者は、犯罪被害者の原因となった犯罪行為が行われた時から第8条の規定による申請を行う時まで引き続き市内に住所を有している犯罪被害者（同条の規定による申請を行う時点において市内に住所を有していない者であって市長が認める者を含む。）とする。

(犯罪被害者等見舞金の支給の制限)

第5条 市長は、次に掲げるときには、遺族見舞金及び傷害見舞金（以下「犯罪被害者等見舞金」という。）を支給しない。

(1) 犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者又は第1順位遺族（第1順位遺族が2人以上あるときは、そのいずれかの者。以下この条において同じ。）と加害者との間に次のいずれかに該当する親族関係があったとき。

ア 夫婦（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった場合を含む。）

イ 直系血族（親子については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む。）

ウ 三親等内の親族（ア又はイに掲げる者を除く。）

(2) 犯罪被害について、犯罪被害者又は第1順位遺族に次のいずれかに該当する行為があったとき。

ア 当該犯罪行為を教唆し、又は幫助する行為

イ 過度の暴行又は脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為

ウ 当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為

(3) 犯罪被害者又は第1順位遺族に次のいずれかに該当する事由があったとき。

ア 当該犯罪行為を容認していたこと。

イ 集団的又は常習的に暴力的不正行為を行うおそれがある組織に属していたこと。

ウ 当該犯罪行為に対する報復として、加害者又はその親族その他の加害者と親密な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を加えたこと。

2 前項の規定にかかわらず、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、犯罪被害者等見舞金を支給することが社会通念上相当であると市長が認めるときは、犯罪被害者等見舞金を支給する。

(遺族見舞金の額の調整)

第6条 傷害見舞金の支給を受けた者が当該傷害見舞金の支給に係る犯罪行為による被害に起因して死亡した場合は、当該傷害見舞金の支給により遺族見舞金の一部が支給されたものとみなす。この場合において、当該死亡した者の遺族に支給される遺族見舞金の額は、条例第8条第1号に規定する遺族見舞金の額から当該傷害見舞金を差し引いた額とする。

(遺族見舞金の支給申請)

第7条 遺族見舞金の支給を受けようとする第1順位遺族（第1順位遺族が2人以上あるときは、第3条第4項の規定により選任された代表者。以下この条において「遺族見舞金申請者」という。）は、遺族見舞金支給申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類
- (2) 犯罪被害者が犯罪被害を受けた当時市内に住所を有していたことを証する住民票の写しその他の証明書
- (3) 遺族見舞金申請者と犯罪被害者との続柄を明らかにすることができる戸籍謄本又は抄本その他の証明書
- (4) 遺族見舞金申請者が犯罪被害者との婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類
- (5) 遺族見舞金申請者が配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類
- (6) 遺族見舞金申請者が第3条第2項第2号に該当する者であるときは、犯罪行為が行われた当時犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(傷害見舞金の支給申請)

第8条 傷害見舞金の支給を受けようとする犯罪被害者（以下この条において「傷害見舞金申請者」という。）は、傷害見舞金支給申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 傷害を負った日、治療に要する期間及び傷害の状態に関する医師の診断書

(2) 傷害見舞金申請者の住民票の写し

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(犯罪被害者等見舞金の支給申請の期限)

第9条 犯罪被害者等見舞金の支給申請は、当該犯罪被害の発生を知った日から2年を経過したとき、又は当該犯罪被害が発生した日から7年を経過したときはすることができない。

(犯罪被害者等見舞金の支給決定等)

第10条 市長は、第7条又は第8条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、速やかに犯罪被害者等見舞金の支給の適否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定を行ったときは、犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金・傷害見舞金）支給決定通知書（様式第3号）又は犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金・傷害見舞金）不支給決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(犯罪被害者等見舞金の請求)

第11条 前条第2項の規定により犯罪被害者等見舞金の支給の決定を受けた者（以下「受給者」という。）は、その支払いを請求しようとするときは、犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金・傷害見舞金）請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(犯罪被害者等見舞金の支給決定の取消し等)

第12条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、犯罪被害者等見舞金の支給決定を取り消し、又は既に支給した犯罪被害者等見舞金の返還を求めるものとする。

(1) 第5条に規定する犯罪被害者等見舞金の支給の制限に該当することが判明したとき。

(2) 虚偽その他不正の手段により犯罪被害者等見舞金の支給決定又は犯罪被害者等見舞金の支給を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、犯罪被害者等見舞金の支給決定を取り消し、又は既に支給した犯罪被害者等見舞金の返還を求めることが適当であると市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定により犯罪被害者等見舞金の支給決定を取り消したときは、犯罪被害者等見舞金支給決定取消通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(報告等)

第13条 市長は、犯罪被害者等見舞金の支給に関し必要があると認めるときは、受給者に対し、報告を求め、及び調査を行うことができる。

2 市長は、犯罪被害者等見舞金の支給に関し必要があると認めるときは、関係機関等、病院その他の関係者に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

遺族見舞金支給申請書

年 月 日

（あて先）日高市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号
犯罪被害者との続柄

日高市犯罪被害者等支援条例施行規則第7条の規定により、次のとおり遺族見舞金の支給を申請します。

犯罪行為の行われた日時		年 月 日 午前・午後 時 分頃	
犯罪行為の行われた場所			
犯罪被害者	氏 名		
	生 年 月 日	年 月 日	
	犯罪行為が行われた時の住所	日高市	
	死 亡 年 月 日	年 月 日	
犯罪被害の発生状況			
加害者と犯罪被害者との親族関係の有無※		有（ ）・無	
加害者と第1順位遺族との親族関係の有無※		有（ ）・無	
死亡前の傷害見舞金の支給の有無		有 ・ 無	
取 扱 警 察 署 （ 被 害 届 の 受 理 番 号 ）		警 察 署 （ 年 月 日 第 号 ）	
他の第1順位 の 遺 族	氏 名	犯罪被害者との続柄	住 所
備 考			

【同意確認事項】

- (1) 犯罪被害の発生状況等この申請に関して必要な事項について、日高市長が警察署等の関係機関に調査等を実施することに同意します。
- (2) この申請において、第1順位遺族が複数人いるとき又は遺族見舞金の支給決定を受けた後にこの遺族見舞金を受け取るべき遺族が判明したとき等、他の遺族との調整が必要となる場合は、私の責任において解決いたします。

年 月 日

氏名

- ※ 「加害者と犯罪被害者との親族関係の有無」及び「加害者と第1順位遺族との親族関係の有無」の欄について、該当する場合は、それぞれ犯罪被害者又は第1順位遺族から見た続柄をご記入ください。

【添付書類】

- 1 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類
- 2 犯罪被害者が犯罪被害を受けた当時市内に住所を有していたことを証する住民票の写しその他の証明書
- 3 遺族見舞金申請者と犯罪被害者との続柄を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本その他の証明書
- 4 遺族見舞金申請者が犯罪被害者との婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類
- 5 遺族見舞金申請者が配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類
- 6 遺族見舞金申請者が第3条第2項第2号に該当する者であるときは、犯罪行為が行われた当時犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類
- 7 その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第8条関係）

傷害見舞金支給申請書

年 月 日

（あて先）日高市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

日高市犯罪被害者等支援条例施行規則第8条の規定により、次のとおり傷害見舞金の支給を申請します。

犯罪行為の行われた日時		年 月 日 午前・午後 時 分頃
犯罪行為の行われた場所		
犯罪被害者	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
	犯罪行為が行われた時の住所	日高市
犯罪被害の発生状況		
加害者と犯罪被害者との親族関係の有無※		有（ ）・無
傷害又は疾病の状態		別添診断書のとおり
取扱警察署 (被害届の受理番号)		警察署 (年 月 日第 号)
備 考		
<p>【同意確認事項】</p> <p>犯罪被害の発生状況等この申請に関して必要な事項について、日高市長が警察署等の関係機関に調査等を実施することに同意します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏名</p>		

※ 「加害者と犯罪被害者との親族関係の有無」の欄について、該当する場合は、犯罪被害者から見た続柄をご記入ください。

【添付書類】

- 1 傷害を負った日、治療に要する期間及び傷害の状態に関する医師の診断書
- 2 傷害見舞金申請者の住民票の写し
- 3 その他市長が必要と認める書類

様式第3号（第10条関係）

犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金・傷害見舞金）支給決定通知書

第 号
年 月 日

様

日高市長 印

年 月 日付けで支給の申請のあった日高市犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金・傷害見舞金）については、下記のとおり支給することが決定したので通知します。

記

1 支給決定

(1) 遺族見舞金・傷害見舞金 金 円

様式第4号（第10条関係）

犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金・傷害見舞金）不支給決定通知書

第 号
年 月 日

様

日高市長 印

年 月 日付けで支給の申請のあった日高市犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金・傷害見舞金）については、下記の理由により支給しないことが決定したので通知します。

記

1 理由

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、日高市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、日高市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において日高市を代表する者は、日高市長です。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第5号（第11条関係）

犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金・傷害見舞金）請求書

年 月 日

（あて先）日高市長

住 所

氏 名

印

電話番号

年 月 日付け 第 号で支給決定通知を受けた犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金・傷害見舞金）について、日高市犯罪被害者等支援条例施行規則第11条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 振込先

金融機関名	銀行 金庫 農協 支店						
預貯金種別	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座	口座番号				
フリガナ							
口座名義人							

様式第6号（第12条関係）

犯罪被害者等見舞金支給決定取消通知書

年 月 日

様

日高市長

印

年 月 日付け第 号で支給決定しました犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金・傷害見舞金）については、下記の理由によりその決定を取り消すこととしましたので通知します。

1 理由

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、日高市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、日高市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において日高市を代表する者は、日高市長です。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。